（環境対策課の所掌事務）

第十条　環境対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～二十三　（略）

2　北海道地方環境事務所の環境対策課は、前項各号に掲げる事務のほか、第九条各号（第十号を除く。）に掲げる事務をつかさどる。

（放射能汚染対策課の所掌事務）

第十一条　放射能汚染対策課は、放射性物質汚染対処特措法に基づく事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する事務及び事業に関する事務をつかさどる。

（削る）

（削る）

（環境対策課の所掌事務）

第五条　環境対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～二十三　（略）

2　北海道地方環境事務所の環境対策課は、前項各号に掲げる事務のほか、第四条各号（第十号を除く。）に掲げる事務をつかさどる。

（放射能汚染対策課の所掌事務）

第六条　放射能汚染対策課は、放射性物質汚染対処特措法に基づく事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する事務及び事業に関する事務（廃棄物・リサイクル対策課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（除染対策第一課及び除染対策第二課の所掌事務）

第六条の二　除染対策第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　除染対策第二課の所掌事務に関する総合調整に関すること及び関係地方公共団体との連絡調整に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

二　放射性物質汚染対処特措法第三十一条第三項の規定による台帳の作成及び管理に関すること。

三　放射性物質汚染対処特措法に基づく報告徴収、立入検査及び収去に関すること（除染特別地域（同法第二十五条第一項の除染特別地域をいう。）に係る除染等の措置等（同項に規定する除染等の措置等をいう。）に係るものに限る。）。

四　前各号に掲げるもののほか、放射性物質汚染対処特措法に基づく事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する事務及び事業に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

2　除染対策第二課を置く場合には、第二十九条に基づき、前項第二号から第四号までに規定する事務を分掌する。

（放射能汚染廃棄物対策第一課及び放射能汚染廃棄物対策第二課の所掌事務）

第六条の三　放射能汚染廃棄物対策第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　放射性物質汚染対処特措法第十五条に基づく対策地域内廃棄物の収集、運搬、保管及び処分に関すること（企画課及び減容化施設整備課の所掌に属するものを除く。）。

二　放射性物質汚染対処特措法第十六条に基づく報告の受理に関すること。

三　放射性物質汚染対処特措法施行規則第六条、第八条第一項第一号及び第二項第一号、第九条、第十一条、第二十八条第二号イ及びロ、第三十条第二号イ及びロ並びに第三号イ及びロ、第三十二条第二号並びに第三十四条第二号に規定する確認に関すること。

四　放射性物質汚染対処特措法施行規則第十五条第十三号の規定による届出の受理に関すること。

五　指定廃棄物の指定に関すること。

六　指定廃棄物の収集、運搬、保管及び処分に関すること（減容化施設整備課の所掌に属するものを除く。）。

七　放射性物質汚染対処特措法第四十九条第二項及び第三項並びに第五十条第二項及び第三項に基づく報告徴収、立入検査及び収去に関すること。

2　放射能汚染廃棄物対策第二課を置く場合には、第二十九条に基づき、前項第一号から第七号までに規定する事務を分掌する。